

化学物質審査規制法第3条第1項第5号の規定に基づく確認（少量新規化学物質確認）の申出に係る電子申請システムの変更について（お知らせ）

平成18年11月27日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び規制等に関する法律（化学物質審査規制法）第3条第1項第5号の規定に基づく確認（少量新規化学物質確認）に係る申出について、電子情報処理組織による申出（電子申請）を行う場合は、これまで「化審法低生産量・少量新規化学物質申出システム(Version 2.0)」(以下「申出システム」という。)で作成したデータを「経済産業省電子申請システム」(ITEM2000)を用いて送信いただいているところです。

今般、電子政府の実現に向けた政府全体の取組みの一環として、電子申請システムにおける利用者の利便性の向上のため、ITEM2000で受け付けている全ての手続きについては、受付窓口を電子政府の総合窓口(e-Gov)に移行することとなりました。ITEM2000による受付けは平成19年1月31日(水)をもって終了し、同年3月1日(木)よりe-Govで受け付ける予定です。

このため、ITEM2000による少量新規化学物質確認に係る申出の受付けは、平成19年度第1回少量新規化学物質確認の申出(平成19年1月20日～1月30日)をもって終了し、平成19年度第2回少量新規化学物質確認の申出(平成19年6月1日～6月10日)以降は、e-Govにより受け付けることとなりますので御注意ください。申出システムについては変更が無く、これまでと同様に利用いただけます。

なお、ITEM2000からe-Govへの移行に関する注意事項について、経済産業省の電子申請の窓口である経済産業省大臣官房情報システム厚生課よりお知らせが出ていますので、ITEM2000を利用している皆様は予め内容を確認いただくようお願いいたします。

(参考)

1. 平成18年10月18日付け経済産業省発表「ITEM2000で受け付ける電子申請の窓口の変更について」及び別紙「経済産業省汎用電子申請システ

ム（ITEM2000）の運用停止と電子政府総合窓口（e-Gov）への移行に係る
注意事項等について」

<http://www.meti.go.jp/application/info/20061018a.html>

<http://www.meti.go.jp/application/e-gov/document/061018.pdf>

2. 経済産業省ホームページ「ITEM2000 の e-Gov 窓口移行に関して」

<http://www.meti.go.jp/application/e-gov/>

※移行スケジュール等、移行に関する情報を随時掲載しています。